

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H27-1-11 H25-12-26 H25-7-26
-------------	-------------	-----------------------------------

検討課題	9	広報機能（ホームページ）の充実	
区分	I - A		
関連条例内容	<p>(市民の参画)</p> <p>第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>		<p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>
検討内容	・ホームページの内容についても平成25年度検討		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年、市議会ホームページを開設。</li> <li>平成21年2月にCMSを導入。</li> <li>平成23年12月、議会だより編集委員会を、議会だよりの発行だけでなく、議会報告番組「こんにちは!市議会です」の監修、広聴機能の充実を図るため、広聴広報委員会に改める。</li> <li>平成25年4月、広聴広報委員会規程を制定し、広聴広報委員会を正式な委員会として会議規則に位置づける。</li> <li>現在の市のホームページは、平成27年1月をもって更新を予定している。</li> <li>広聴広報委員会の研究テーマとして議論をしており、委員会としてデザイン、構成、情報量等をまとめ、予算要求時期までに執行部に提案することとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>広聴広報委員会へ委ねる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終報告を議会改革推進会議で行う。</li> <li>広聴広報委員会ホームページのリニューアルの方向性について確認（平成25年11月1日）</li> <li>広聴広報委員会で、新ホームページのデザインと構成を確認（平成26年11月21日）</li> <li>市議会ホームページをリニューアル（平成27年1月11日）</li> </ul>

現状分析	議論する内容	対応内容
・ホームページ更新の基礎資料とするため、議員アンケートを実施。（平成25年7月）		